

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 農林業を支える担い手の育成・確保
-----	--------------------

施策主管課	農業振興課	総合計画記載頁	141ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	IV 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために	政策名 (基本施策名)	19 農林業の付加価値を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	農林業を支える多様な担い手が育ち、生産力や産地力の向上、良好な農村環境の形成など、総合的に農林業の付加価値が高まっています。
------	----------------------------------	----------------	-----------------	---------------------	--

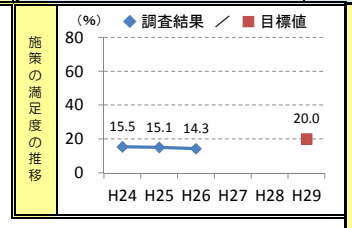
2 施策の取組状況

施策目標	地域の実情に合った多様な担い手が、確保・育成されています。
------	-------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価		
	指標1	認定農業者数(経営体)	単年度目標値	680	700	720	740	760	780		A	指標2	施策の満足度(%)	調査結果	15.5%	15.1%	14.3%				
現状値		660経営体	実績値	665	645	674															
目標値(H29)		780経営体	単年度の達成度	97.8%	92.1%	93.6%							目標値(H29)	20.0%	前年度からの増減		-0.4%	-0.8%			
① 施策指標		単年度目標値							【参考】中核市等との水準比較	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)	B										
		現状値	実績値																		
		目標値(H29)	単年度の達成度																		
		現状値	実績値																		
		目標値(H29)	単年度の達成度																		
		現状値	実績値																		
	目標値(H29)	単年度の達成度																			

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり(主要な構成事業の8割超が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ(主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]		
	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]		やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況	
---------------------	--

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な農業の課題と同様に、本市においても農業従事者数の減少と高齢化が同時に深刻化して喫緊の課題となっており、また、TPP参加に向けた交渉が進む中、農業を取り巻く環境はますます厳しい状況になることが見込まれる。 自給的農家と専業農家が増えて二極化が進む中、専業農家等の側では1,000万円以上の大規模・高額売上の販売農家が増加しており、担い手への農地利用集積などが進み、担い手が地域農業において活躍し、その役割を果たしている。 	総合評価	83点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 本市独自で認定農業者がメリットを感じられる補助事業を用意するなど認定農業者の確保に積極的に取り組んでいるほか、平成27年度から国の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)等の対象者が認定農業者等に限定されたことに伴い、平成26年度においては新規認定者が増加し、達成度の向上につながった。 	市民満足度	担い手のうち認定農業者については、施設園芸など土地利用型農業以外にも活用できる支援策を構築したことなどにより、引き続き一定数を確保している状況である。また、新規就農者については、新規就農の3大障壁である「農地の確保」「技術の習得」「資金の確保」に対し、就業段階に応じて支援策を用意するなどきめ細かい支援を行っており、新規就農者数も増加傾向にある。こうした状況を踏まえ、市民満足度が維持されているものと考えられる。	概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		事業の進捗状況	H26事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	農業公社事業費補助金		・農業者の経営力の向上支援 ・新規就農者の確保・育成 ・担い手への農地利用集積の強化	・公益財団法人宇都宮市農業公社	・公社が実施する地域の新規就農者の確保育成や担い手の経営支援に関する事業に対する助成	計画どおり	3,411	H8		・担い手の高齢化に伴い農地の管理に関する相談の増加が予想される中、農地の総合相談窓口として公社の役割はますます重要となることから、引き続き公社が行う各種事業に対し助成する。 ・農地利用の集積や担い手の育成確保に加え、営農集団育成事業など公社が担う事業が持続的かつ効果的に実施できるよう体制強化を進める。
2	担い手育成支援事業	★	・農業者の経営力の向上支援	・農業経営基盤の強化を図るために経営改善を図ろうとする農業者等	・農業者が作成する農業経営の改善計画の認定と計画達成に向けた支援の実施	計画どおり	286	H5		・農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業の持続的な発展に向け、地域農業の中核的担い手である認定農業者の確保は重要であることから、認定農業者であることで受けられるメリットの創出を図り、それを広く周知するなどして認定農業者の確保に努める。 ・所得レベルに応じた経営支援を行い、認定農業者全体の質の向上を図る。
3	担い手育成総合支援事業補助金	★	・農業者の経営力の向上支援	・宇都宮市農業再生協議会	・農業再生協議会が実施する地域の担い手の確保・育成支援事業に対する助成	計画どおり	1,029	H17		・農業従事者の減少が加速化する中、担い手を育成する上で市と関係機関が連携して事業を実施することが有効であることから、市、公社、県、JA等の関係機関等で構成される農業再生協議会の活動に対し、引き続き助成する。 ・東京で開催される「新・農業人フェア」において全国の就農希望者に本市で就農する魅力を効果的にPRするとともに、担い手の更なる経営力向上に向けて研修会等が有益なものとなるよう、農業を取り巻く環境を十分踏まえて内容の改善を協議会に働きかけていく。
4	新規就農者支援事業	○★	・新規就農者の確保・育成	・新規就農者 ・(市内で)就農を考える者	・関係機関との連携 ・経験豊かな農業士などとの交流機会の提供 ・体験実習機会の提供	計画どおり	375	H12		・関係機関で構成する新規就農支援ネットワークにおいて一体的な施策の推進や情報の共有化を図り、就農しやすい環境を整える。 ・研修会の実施、地域の核となる農業者(農業士、認定農業者等)や支援関係団体との交流会の開催など、就農段階に応じた支援策を引き続き実施することにより、円滑な農業への定着を促進する。
5	新規就農者生活資金貸付事業補助金		・新規就農者の確保・育成	・公益財団法人宇都宮市農業公社	・公社が実施する貸付事業の原資の助成	計画どおり	1,200	H23		・就農直後の生活安定を目的とした制度としては、平成24年度国が始めた青年就農給付金があり、当該給付金が活用され、本事業の活用は増えていないが、当該給付金は時限的措置であり、また、本事業は当該給付金の対象外となる新規就農者の活用も期待され、本市独自の事業として市内外の就農希望者に対し強いアピールとなることから次年度以降も事業を継続する。
6	人・農地プラン関連事業	○★	・新規就農者の確保・育成 ・担い手への農地利用集積の強化	・地域の中心となる経営体(青年新規就農者を含む) ・土地利用型農業から引退する意向のある農業者	・人・農地プランの作成 ・青年就農給付金の給付 ・機構集積協力金の給付	計画どおり	45,085	H24		・人・農地プランについては、地域を絞って充実強化を図るなど地域農業の設計図として機能するよう、適宜プランの見直しを進める。 ・青年就農給付金については、新規就農者にとり、就農直後に支給される当該給付金は非常に重要であることから、対象者に対し制度の周知徹底を図る。 ・機構集積協力金については、平成26年度から農地中間管理事業が開始され、離農する農家の農地を担い手に集積する仕組みが強化されたことから、引き続き事業の推進に努める。
7	経営体育成支援事業費補助金		・新規就農者の確保・育成	・地域の中心となる経営体(青年新規就農者を含む人・農地プラン登載者)	・農業経営の改善・発展を図るために必要な農業機械、施設等の事業費の助成	計画どおり	0	H22		・農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業の経営体が経営規模の拡大や経営の多角化等に取り組み際に必要となる農業用機械の導入等について支援することにより、農業の持続的発展と食料の安定供給を図る。
8	農業経営法人化・組織化等支援事業	○★	・組織的な農業経営体の確保・育成	・法人化に取り組む集落営農組織 ・集落営農の組織化に取り組む地域	・集落営農等の法人化・組織化に対する助成	計画どおり	500	H26		・担い手の高齢化等に伴う営農継続が困難な農地や耕作放棄地の状況など、地域の実情に応じて対応が可能な地域農業の受け皿的な仕組みを構築するため、集落営農の組織化や既存組織の法人化を推進する。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <p>◆農業従事者の高齢化や農業後継者の減少などにより、依然として担い手不足は深刻な状況にあり、親元就農者の確保のほか、農外からの新規就農者や企業参入など多様な担い手を確保する必要がある。これらのうち、農外からの新規就農者には農地の確保等が必要であり、特に土地利用型農業については大規模な農地や大型の生産機械等が必要となり、新たな担い手の確保が難しいことから、地域や公的機関において持続可能な地域農業の基盤となる仕組みを構築する必要がある。</p> <p>◆農業の担い手への農地の集積については、一定程度進んでいるものの、効率的な農業経営に必要な面的な集積が十分でない状況にあり、農地の団地化を図る必要がある。</p>	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆本市農業の持続的な発展のためには、地域農業の担い手の確保・育成を図ることが必要不可欠であるため、これまでの施策を継続するとともに、個々の地域の状況に応じて、集落営農の組織化や企業・法人を含めた意欲と能力のある担い手の確保・育成を図る。</p> <p>〈主要事業〉 ◆担い手育成支援事業:本市農業の持続的な発展のために地域農業の担い手の確保は重要であることから、引き続き、認定農業者等担い手の確保に努めるとともに、所得レベルに応じた経営支援を行い、農業者全体の経営力の向上を図る。 ◆担い手育成総合支援事業補助金:担い手を育成する上で市とJA等の関係機関の連携は有効であることから、これらの関係機関で構成される農業再生協議会の活動に対し、引き続き助成する。 ◆新規就農者支援事業:長期的に農業経営を継続できる新規就農者の確保・育成は非常に重要であることから、これまでの新規就農支援事業を継続するとともに、農家の後継者に対する支援等、新たな支援策の検討を行う。 ◆人・農地プラン関連事業:国庫補助事業であり、青年就農給付金による新規就農者の確保や農地中間管理事業による農地の面的集積が期待できることから、要件を満たす対象者に漏れがないよう事業の周知等に努めながら、本市独自の支援策とともに事業を継続する。 ◆農業経営法人化・組織化等支援事業:担い手の高齢化等に伴う営農継続が困難な農地や耕作放棄地の状況など、地域の実情に応じて対応が可能な地域農業の受け皿的な仕組みを構築するため、集落営農の組織化や既存組織の法人化を推進する。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆水田農業構造改革事業など他の事業との組み合わせにより、それぞれの事業の効果が高まるよう、事業の連携を図る。</p>